

## 胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託 公募型プロポーザル

## 質問回答書（資格要件以外に関するもの）

No.	項目	質問内容	回答
1	公募型プロポーザルに関する要領書 p.11 3(2) 第一次審査 (様式-7) 業務実施体制	履歴書を添付するのは自社所属の技術者だけで協力事務所所属の技術者は不要と考えてよいでしょうか。また書式は任意と考えてよいでしょうか。	協力事務所所属の技術者の履歴書も必要です。また書式は任意です。
2	公募型プロポーザルに関する要領書 p.12 3(2) 第一次審査 (様式-8) 配置予定技術者の実績	様式-8は照査技術者についても作成するのでしょうか。また作成する場合、記載できる業務実績は同種業務または類似業務に限られるのでしょうか。	照査技術者については、不要です。
3	公募型プロポーザルに関する要領書 p.13 4(1) 提出部数	第一次審査書類のうち、様式-6～様式-8に添付する実績や資格の確認資料は、正本1部とは別に単独で綴じたものを1部作成することでよいでしょうか。	正本として1部提出してください。
4	様式-5 提案者の概要	資格者数について、複数の資格を有する者はいずれかひとつの資格にて計上すると考えてよいでしょうか。	複数の資格を有するものは、すべての資格を計上してください。
5	設計業務委託特記仕様書 p.2 5(1) ②敷地面積	用地面積約135,000㎡のうち10,000㎡程度を敷地として整備すると記載がありますが、基本計画p22「建設予定地周辺図」の建設予定地として示されている部分が約135,000㎡と考えてよいでしょうか。また、その場合、当該施設の敷地(10,000㎡程度)を建設予定地のどの範囲とするかは提案によると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	設計業務委託特記仕様書 p.2 5(1) ②敷地面積	用地面積約135,000㎡のうち当該施設の敷地として利用する範囲以外の土地利用計画があれば、ご提示ください。	ありません。
7	設計業務委託特記仕様書 p.3 5(8) 目標工事費	建物3,340,000千円(消費税相当額含む)程度には、書架や図書館システム代は含まれないと考えてよいでしょうか。	書架は工事費に含まれます。ただし、備品として購入する物は含まれません。詳細については、設計時に諸条件を勘案し決定します。 図書館システム代は含まれません。

8	設計業務委託特記仕様書 p.2 5 (1) 敷地の条件	下水道処理区域外とありますが、5(8)の取付道路の項目に「上下水道引込含む」との記載があるので、当該施設の完成時には下水道が整備されているものと考えてよいでしょうか。	本事業において整備します。 下水道については、取付道路付近に下水本管がありますが、下水道処理区域外ですので当市の処理区域の見直しが必要となります。設計時に、浄化槽の設置などコスト等を勘案し決定します。
9	胎内市生涯学習施設整備基本構想 p.14 3 (2) ③図書館機能についての施設整備	本施設を計画するに当たり、計画蔵書数を成人開架、児童開架、閉架ごとにご提示ください。	計画蔵書数は10万冊程度を想定しています。開架・閉架の割合等は、基本構想、基本計画に基づき、本業務受託者・アドバイザー等業務受託者と本市において協議の上決定します。
10	胎内市生涯学習施設整備基本計画 p.15 2①公民館機能	必要諸室の広さは適切に計画することですが、それぞれの室の利用人数の想定をご提示ください。	設計時に本業務受託者に提示します。
11	胎内市生涯学習施設整備基本計画 p.21 5(3)建設予定地の概要・法的条件	建設予定地の図面データなどがあれば、ご提示ください。また、建設予定地の高低差が分かる資料があれば、ご提示ください。	参加資格審査の結果通知後、希望者にメールにて図面データを配布します。 希望する場合はご連絡ください。
12	胎内市生涯学習施設整備基本計画	図書館、公民館、交流施設の詳細な部屋と面積をご提示いただけますでしょうか。あるいは、基本計画書から推測したものでよろしいでしょうか。	基本構想・基本計画時に本市において想定した図書館、公民館、交流施設の部屋と面積については、設計時に本業務受託者に提示します。提案を行う上で必要であれば、基本構想・基本計画等の配布資料から推測してください。
13	公募型プロポーザルに関する要領書	二次審査は、一次審査点数を含めて審査するものと考えて、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要領書12頁、3.技術提案書の作成、 (2) 第一次審査、(様式-8) 配置予定技術者の実績について	受賞実績欄には、公共団体、建築学会及び建築設計団体等の建築コンクール等(広く公募されたもの)における受賞歴を記載すること。とありますが、日本建築学会が選考し発行される「作品選集」への掲載、日本建築家協会が選定する「優秀建築選」等は、全国的な受賞歴に該当すると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
15	要領書12頁、3.技術提案書の作成、	受賞実績欄には、公共団体、建築学会及び建築設計団体	よろしいです。

	(2) 第一次審査、(様式-8) 配置予定技術者の実績について	等の建築コンクール等(広く公募されたもの)における受賞歴を記載すること。とありますが、公益社団法人日本インテリアデザイナー協会が主催する「JID AWARD」は、全国的な受賞歴に該当すると考えてよろしいでしょうか。	
16	要領書 12 頁、3. 技術提案書の作成、(2) 第一次審査、(様式-9 の 1) の記載内容について	「同種又は類似業務」の資料として添付する外観および内観写真(各 1 枚)(A4 版片面)について、複数の業務を添付する場合は、1 つの業務の外観および内観写真を A4 版片面にレイアウトし、これを業務の数に応じ、複数枚添付することによろしいでしょうか。	要領書 P12 に記載のとおり、様式-9 の 1 に添付する「同種又は類似業務」の資料は、A4 判片面の外観および内観写真を各 1 枚および平面図(A 3 判縮小版)とし、様式-9 の 1 に記載する事務所の実績が複数の場合は業務ごとに作成してください。 注:(様式-9 の 1) は A4 判片面 1 ページです。 複数枚の提出は認めません。 注:(様式-6) に記載した実績以外の記載は認めません。
17	要領書 14 頁、4. 技術提案書等の提出、(2) 審査書類の綴じ方について	(様式-9) ~ (様式-11) については、社名等提案者が特定できるような表現はしないこと。とありますが、(様式-9 の 1) は実績を基にアピール等を記載することから、(様式-9 の 1) に業務や施設名称、写真、図面等を記載することは可能と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。 ただし、具体的な業務名や施設名称の記載に関しては、認められません。伏字(例:N 市生涯センター新築工事など)を使用するなど、社名等提案者が特定できる表現はさけてください。
18	要領書 17 頁、①第一次審査、2. 担当チームの能力、業務実績の配点の計算方法について	管理技術者の業務執行能力の同種または類似業務の実績の算定方法が「 <u>6</u> × A 係数 × B 係数 × C 係数 × D 係数 + E + F」となっていますが、配点は 10 点 × 3 (件) となっています。算定方法は、「 <u>7</u> × A 係数 × B 係数 × C 係数 × D 係数 + E + F」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要領書 19 頁、②第二次審査について	第二次審査書類で提出する業務委託料概算見積書について、評価項目等の記載がないため、評価点には影響しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	参考資料、図面番号 9 参考敷地検	本件プロポーザルでは「参考資料、図面番号 9 参考敷	『検討時に想定した取付道路位置』、『検討時に想

	討図について	地検討図」中に記載のある『検討時に想定した取付道路位置』、『検討時に想定した敷地位置』を前提に提案を行うということによろしいでしょうか。	定した敷地位置』は提案内容を縛るものではありません。現地を確認した結果、コスト等、諸条件を勘案し、自由に提案してください。また、プロポーザルによる提案ですので、今回の提案が実際の設計を決定するものではありません。
21	公募プロポーザルに関する要領書(以下、要領書)、11頁、(2)第一次審査書類中の様式-6に記載する事務所の業務実績について	記載並びに添付する書類の考え方は以下でよろしいでしょうか。 ① 上段から3件までの実績に「胎内市内・新潟県内の業務実績」を記載することは可能。ただし受注実績を証する書類の添付は必要。 ② 最下段の「胎内市内・新潟県内の業務実績」は上段から3件目までの実績と重複していてもかまわないし、別案件でも構わない。受注実績を証する資料の添付は重複している場合は不要、別案件の場合は必要。	①、②お見込みのとおりです。
22	様式5_提案者の概要 について	『従業員数』『資格者数』は、チーム全体の能力をご評価頂くと考え、協力業者を含めた、チーム全体の内容を記載するものと考えて宜しかったですでしょうか。	協力業者は含めずに記入してください。
23	調整池について	敷地内に計画されている調整池に関連し、雨水排水計画を把握したいので、雨水流水経路が確認できる資料があればご提示ください。 また、調整池の容量設定など詳細な情報もありましたら、ご提示ください。	敷地内の調整池については、本委業務委託において設計するものとし、現状の雨水流水経路等については、本業務受託者に対し資料提供します。
24	調整池について	実際に設計する際の調整池の取り扱い、設計条件がありましたらお教えてください。	本委業務委託において胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託特記仕様書に追加業務として記載のある林地開発許可申請及び開発許可申請業務において関係各所と協議の上、調整池等を設計し

			ていただきます。
25	開発行為について	図書館は都市計画法上の「公益上必要な建築物」として扱われ開発行為が不要になると思われます。追加業務に記載されている開発許可申請業務の詳細をお教えいただけますか。	複合用途であり、「公益上必要な建築物」以外の用途が含まれているため開発行為は必要となります。
26	開発行為について	1ha (10,000 m <sup>2</sup> ) 以上の開発行為（都市計画法）において、接道する道の幅員が9m以上必要になると思われます。参考敷地検討図の中に接道幅員 5.63m とあり、その取扱いについてお教えください。	本委業務委託において、コスト等、諸条件を検討し実際の敷地面積を決定します。
27	開発行為について	開発行為の申請業務は必要でしょうか。	必要です。胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託特記仕様書をご確認ください。
28	諸室の面積について	基本計画 15 ページに諸室のリストが記載されていますが、その内訳、詳細な大きさがわかる資料があればご提示ください。	設計時に本業務受託者に対し提示します。
29	敷地について	参考敷地検討図において「検討時に想定した敷地位置」との記載がありますが、本事業における整備対象範囲（約 10,000 m <sup>2</sup> ）の具体的な位置について、現時点で想定されている範囲があればご教示ください。 また、当該位置が未確定の場合、提案にあたっては敷地位置を任意に設定してよいのか、あるいは想定すべき条件（配置の考え方や制約条件等）があれば併せてご教示ください。	「検討時に想定した敷地位置」については提案内容を縛るものではありません。現地を確認した結果、コスト等、諸条件を勘案し、自由に提案してください。また、プロポーザルによる提案ですので、今回の提案が実際の設計を決定するものではありません。